

## 更生保護関係職員に対する研修における人権教育・啓発について

保護局総務課人事係

## 1. 更生保護関係職員を対象とする主な研修

| 研修名              | 対象・目的等                                                   |
|------------------|----------------------------------------------------------|
| 初等科研修            | 採用1年目の職員を対象に、国家公務員や更生保護官署の職員として必要な知識や技能を習得させる。           |
| 保護観察官<br>中等科研修   | 新任の保護観察官を対象に、職務の遂行に必要な更生保護関係法令や関係諸科学を習得させる。              |
| 保護観察官<br>専修科研修   | 中等科研修を修了した保護観察官を対象に、職務の遂行に必要な関係法令や関係諸科学の習得と実務能力の向上を目指す。  |
| 社会復帰調整官<br>初任研修  | 新任の社会復帰調整官を対象に、職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を習得させる。                |
| 社会復帰調整官<br>専修科研修 | 初任研修を修了した社会復帰調整官を対象に、職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能の習得と実務能力の向上を目指す。 |
| 処遇強化特別研修         | 専修科研修を修了した職員を対象に、処遇技法等に関する専門的な知識及び技能を修得させる。              |
| 高等科研修            | 指導的立場にある職員を対象に、実務能力の更なる向上や職場管理等の知識を身につけることを目指す。          |
| 管理科研修            | 管理職に昇任した職員を対象に、中間監督者として求められる高度な知識・技能の修得を目指す。             |
| 企画調整特別研修         | 企画調整課長等に配置される職員を対象に、職務の遂行に必要な人事、会計等の知識の習得と管理能力の向上を目指す。   |
| 管理研究科研修          | 幹部管理職に昇任した職員を対象に、必要とされる高度な管理能力を身につけることを目指す。              |

## ＜人権に関する講義＞

上記各種研修において、保護観察官に対しては、犯罪被害者及び保護観察等対象者等の  
人権等に関する講義を、社会復帰調整官に対しては、対象行為の被害者及び医療観察対象  
者の人権等に関する講義を、それぞれ実施している。

## 2. 保護司を対象とする研修

全ての保護司を対象に、保護観察所が実施している地域別定例研修や保護司としての  
経験年数等に応じた各種研修においても、保護観察等の処遇の場面で人権や個人情報の  
取扱い等に配慮するよう啓発に努めている。